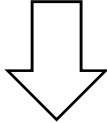


森林整備と財源のあり方検討委員会第4回 技術専門部会

議事の進め方

第3回の概要	議論の視点
<p>○ 主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基準例をそのまま適用するのではなく、県独自の基準が必要。（「私有林人工林」） ・過密林であっても間伐効果が期待できないボイ山などは対象から外すべき。（「広葉樹（里山、ブナ林等）」） ・小規模・分散した所有形態や担い手不足などの社会的条件が重要な視点であり、私有林人工林と同様の対象範囲に限定できないのではないか。（「集落管理の森林」） <p>○ 合意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の考え方やこれまでの検討経緯等を踏まえ、国森林環境譲与税の用途の対象が森林経営管理法における市町村森林経営管理事業であることを前提とする。 ・「条件不利地」と「条件が不利な経済林」を合わせてひとつの区分とする。 ・「広葉樹（里山、ブナ林等）」及び「集落管理の森林」について、国税の財源は措置されないものとして扱う。 ・「公有林・分収林」について、経済ベースに乗らない森林は適切に管理する必要があるが、その財源については慎重に検討すべき。 	<p>○ 議事（資料2～5）</p> <p>前回までの検討を踏まえ、対象範囲・基準について確認・検討</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>公的関与すべき森林の対象範囲についてとりまとめ、委員会に報告</p> </div>